

原 安 第 4 3 3 号
令和元年(2019年)10月8日

さよなら原発！佐賀連絡会
代表 豊島 耕一 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問書に対する回答について

2019年9月11日付けで提出のあった質問書については、別紙のとおり回答します。

なお、御質問への回答に正確を期すため、文書での回答とさせていただきます。

2019年9月11日付け質問書への回答について

1. 大型航空機が直接原子炉格納容器に衝突した場合、過酷事故にならない保障のないことが明らかになっています。
この場合、県民の安全は保障されないので、当然玄海原発の3、4号機の事前了解は撤回されるべきだと考えますが、知事はどうお考えですか。

(答)

特定重大事故等対処施設は、大型航空機の衝突、その他のテロリズムにより、炉心が損傷する厳しい状態を想定した上で、原子炉格納容器の破損及び放射性物質が大量に敷地外へ放出されることを防止する対策のさらなる安全性、信頼性向上を目的に設置されるものと認識しています。

そのような施設であっても、県としては丁寧なプロセスを経て、事前了解願いに対する判断を行うべきと考え、佐賀県原子力安全専門部会を開催するとともに、原子力規制庁に直接聞き取りを行うなどの確認作業を行い、その結果、8月9日に九州電力に対し事前了解の回答を行ったところです。

事前了解を撤回することは考えていません。

2. 「テロ対策」とは別件ですが、最近、元東電社員で原子炉の専門家から「福島第一原発は津波の前に地震で壊れていた」という証言が一般雑誌に公表され、注目されています [注2]。現在の規制基準が「津波による電源喪失で壊れた」ということを前提にしており、もしこの証言が事実であれば、規制基準の基盤そのものが疑われることになり、玄海原発の地震対策が不十分であることが考えられます。

この証言に関して、知事は、県として独自にこれを検証されますか。また、規制委員会に、「津波の以前に地震で一次系の配管が破断し、冷却材の自然循環が止まっていた」という指摘の真偽をただすように要請されますか。それとも、従来のように、国の現在の判断で十分とされますか。

(答)

福島第一原子力発電所が炉心溶融という過酷事故に至った主要な原因については、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会、福島原発事故独立検証委員会、及び東京電力福島原子力事故調査委員会により、それぞれ調査・検討がなされ、報告書が出されています。

これらの事故調査報告書において基本的な事故の事象進展等についての整理が行われていましたが、未解明な部分について、原子力規制委員会による検討が行われ、平成 26 年 10 月に「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」(以下「事故分析中間報告書」という。)がとりまとめられました。

事故分析中間報告書において、原子力規制委員会は、「津波到達前までは、炉心の露出・損傷に至るような原子炉圧力容器からの冷却材の漏えいはなかった。」との見解を示されています。

また、同報告書において、福島第一原子力発電所事故の継続的な事故分析については、原子力規制委員会の設置法に所掌事務の 1 つと定められていることを踏まえて、「原子力規制委員会の重要な責務である。」と述べられており、今後とも原子力規制委員会において継続的に実施されるものと認識しています。

3. 設置許可基準規則第42条1項は、原子炉建屋（玄海3、4号機では格納容器）が破損しないような頑健さを求めているものではないと、県は解釈しているのですか。
県はこの第1項を、どのように解釈しているのですか。1項と2項の違いは何ですか。

（答）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第42条は、特定重大事故等対処施設の設置に関する規定であり、原子炉建屋（格納容器）に関する規定ではないと考えています。

なお、同規則第42条第1号では、特定重大事故等対処施設は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、その重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることが求められています。これは、規則の解釈（平成25年6月19日付け原機技発第1306193号）において、「原子炉建屋及び特定重大事故等対処施設が同時に破損することを防ぐために必要な離隔距離を確保すること、又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納すること。」と説明されています。

また、同規則第42条第2号では、特定重大事故等対処施設は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであることが求められています。これは、規則の解釈において、例えば、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を有する設備や炉内の熔融炉心の冷却機能を有する設備などの具体的な機能や設備を設置することと説明されています。